

令和4年度第2回茅ヶ崎市景観まちづくり審議会会議録（WEB会議）

議題	(1) ちがさき景観資源の指定について『浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア』（諮問1号)
報告	(1) 茅ヶ崎市景観計画前期報告書について（報告1号） その他
日時	令和5年1月13日（金）14時00分～15時05分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室5
出席者	(委員) (全員WEB会議により出席) 水沼会長 三友委員 高橋委員 荒井委員 三澤委員 関口委員 (欠席委員) 深谷委員 (事務局) 後藤都市部長 【都市部 景観みどり課】田代課長 宮地主任 二階堂主任
会議資料	次第 議題 (1) 資料1-1 諮問1号ちがさき景観資源の指定について『浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア』 資料1-2 R4第1回景観まちづくり審議会質疑・対応表 資料1-3 景観計画掲載案 報告 (1) 資料2-1 茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））報告書 資料2-2 茅ヶ崎市景観計画前期実施事業に対する意見記入シート その他 資料3 政策提言書について
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	なし

(会議の概要)

○田代課長 委員の皆様こんにちは、本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。景観みどり課長の田代です。

定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第2回茅ヶ崎市景観まちづくり審議会をWEB会議にて開催いたします。よろしくお願いいたします。

開催に当たり、あらかじめ5点確認事項がございます。

まず1点目として、通信状況の確認をさせていただきます。こちらの映像及び音声きちんと受信できているのかを含め、出席者お一人ずつお名前をお呼びしますので、応答いただきますようお願いいたします。

水沼会長は今調整中だと思しますので、最初に三友委員、いかがでしょうか。

○水沼会長 もし画像がなくても許していただければこのままで、音声だけでいってもいいでしょうか。

○事務局 はい、大丈夫です。

○水沼会長 では、このままで、すみません、進めさせていただきます。声は聞こえています。

○田代課長 よろしくお願いいたします。

○水沼会長 よろしくお願いします。

○田代課長 次に、三友委員、いかがでしょうか。

○三友委員 三友です。よろしくお願いいたします。

○田代課長 よろしくお願いいたします。

次に、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 はい、聞こえております。よろしくお願いいたします。

○田代課長 よろしくお願いいたします。

次に、荒井委員、いかがでしょうか。

○荒井委員 聞こえております、よろしくお願いいたします。

○田代課長 よろしくお願いいたします。

次に、三澤委員、いかがでしょうか。

○三澤委員 聞こえております。よろしくお願いいたします。

○田代課長 よろしくお願いいたします。

次に、関口委員、いかがでしょうか。

○関口委員 聞こえています。よろしくお願いいたします。

○田代課長 よろしくお願いいたします。

以上で通信状況の確認を終了いたします。

次に2点目、本日の出席状況についてですけれども、委員7名のうち6名の委員に出席していただいております。そのため、茅ヶ崎市景観まちづくり審議会規則第6条第2項に規定される過半数の出席を充足しており、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

次に3点目、傍聴者の確認でございます。本日、現時点で傍聴者はおりませんので、ご報告をいたします。

次に4点目といたしまして、会議の公開についてです。本会議の内容は公開となります。会議の経過を明らかにするため会議録を作成し、会議資料とともに市役所市政情報コーナー及び市のホームページで会議録を公表することになっておりますので、ご承知おきください。

最後に5点目といたしまして、本日の資料でございますが、委員の皆様には事前に郵送とメールによりお送りしておりますので、本日、確認は割愛させていただきますのでよろしくお願いたします。

確認事項は以上となります。

それでは、ここからの議事進行につきましては、水沼会長にお願いいたします。水沼会長、よろしくお願いたします。

○水沼会長 よろしくお願いたします。

では、議題に入りたいと思います。本日もどうぞよろしくお願いたします。

本日は、諮問1件と報告1件の合計2件の案件があります。委員の皆様、よろしくお願いたします。

早速ですが、諮問1号のちがさき景観資源の指定について『浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア』について市長から諮問が出ておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 諮問1号、ちがさき景観資源『浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア』の指定についてご説明いたします。

資料はスライドを印刷した資料1-1、前回のちがさき景観資源の報告の質疑に対する回答の資料1-2、最後に、景観計画の掲載案の資料1-3の3つになっております。

前回の景観まちづくり審議会にてご説明いたしました本件につきまして、所有者及び関係課との調整が取れたため、本審議会にて茅ヶ崎市景観条例第15条第2項に基づきまして諮問させていただくものです。

前回、審議会では『浄見寺周辺』という名称で報告をしていましたが、茅ヶ崎の歴史や文化を学び、保全し活用できるエリアとして指定する意味を込め、『浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア』という名称に変更しております。

初めに、概要をご説明いたします。ちがさき景観資源の制度ですが、茅ヶ崎市景観条例

第15条に規定される制度で、市内各地でまちのシンボルとなっている樹林、樹木、その他茅ヶ崎市らしい景観を構成する要素を指定するものです。景観計画では、ちがさき景観資源の指定の分類について、スライドの表について想定しています。現在は、みどりに関して5件、眺望景観に関して3件の指定実績があります。今回諮問案件につきましては、「歴史・文化」の分類で指定を考えています。また、指定に当たっては、所有者の同意及び審議会への諮問、答申が必要となります。

今回指定予定地は、市内の北側に位置し、景観計画で北部丘陵地域景観ゾーンにあります。本ゾーンは歴史的価値の高い文化財が点在しており、史跡巡りなどを楽しむ姿が見られます。

方針は、歴史的資源を保全するとともに、歴史を学び楽しめる空間づくりを進め、市内外に魅力を発信するとしています。写真は、今回指定予定地である『浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア』を北側から撮影したものです。指定予定地は、民俗資料館である旧和田家住宅や旧三橋家住宅があり、さらに、慶長16年に建立した浄土宗の寺院である浄見寺境内には県の天然記念物があり、茅ヶ崎の歴史の1ページをまとめて見ることができる場所です。今年度の夏には茅ヶ崎市博物館が開館し、歴史を感じるだけでなく、学ぶ機会を創出する施設が開館しました。茅ヶ崎市の「歴史・文化」の発信拠点となるこの地域一帯をちがさき景観資源として指定することで、歴史的資源の魅力、価値向上につなげていきたいと考えています。

指定範囲については、全体を包含する指定となりますと景観的な問題が懸念される場所が散見されていることから、明確な線引きを設定せず、茅ヶ崎市を代表する歴史・文化的な景観を指定することにしました。

所有者の承諾は、歴史・文化的な要素を有する浄見寺の土地と建物の所有者、旧三橋家住宅、旧和田家住宅の土地の所有者、茅ヶ崎市博物館の土地と建物の管理者である茅ヶ崎市教育委員会より承諾を得ています。また、河川の管理者及び道路の管理者からも指定に支障のない旨の回答を得ています。その他の承諾を得ていない土地につきましては、指定エリアに影響が出るような土地利用があった場合には、景観上の配慮についてお願いします。

また、前回の審議会の質疑に対する回答について、資料1-2に記載しております、指定による影響等について簡単に説明いたします。

質問2、「ちがさき景観資源の指定は、都市計画法の制限はかかるのか」については、ちがさき景観資源の制度は、都市計画法等の制限などはかからないものになっており、形態や意匠の制限を設ける制度ではありません。

質問3、4の「エリアの指定は境界ラインを明確にしたほうがよい」については、今回のちがさき景観資源の分類を「歴史・文化」に該当するものとし、歴史や文化を感じる無

形心象も含めた指定とするため、あえて境界を引かない指定としています。

質問5の「営利目的の事業者と景観を守りたい市や市民と対立しかねないので、設定は慎重にしてほしい」には、事業者や土地所有者に不利益が生じる制度ではないと景観みどり課では考えておりますが、指定エリアに影響がある計画については、営利と景観の両立を図りつつ、景観への配慮をお願いしたいと考えております。

その他の質問への回答は、時間の都合上割愛させていただきます。

ちがさき景観資源への指定に当たりましては、指定方針を踏まえている必要があります。指定方針については、景観計画、都市マスタープランなど、本市のまちづくりの目標や方針等に合致するものとされています。今回指定の『浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア』は、景観計画で北部丘陵地域景観ゾーンの方針に合致しており、茅ヶ崎の文化やシンボルとなっています。活用方策として、今後、周辺の歴史的資源を活用したワークショップや学習活動が行われる予定となっています。これらのことから指定方針に該当していると考えます。指定につきましては、資源の魅力の保全と活用、普及啓発に配慮した取組を進めていきたいと考えております。

今後の予定としては、本審議会で諮問、答申を得ることができましたら、2月開催予定の都市計画審議会へ諮問し、答申を得てちがさき景観資源への指定となります。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○水沼会長 ありがとうございます。ただいま説明がありました、前回の審議会での報告事項として出ていたときのいろいろな質疑応答、質問事項に関しても、今ご説明があったようにそれぞれ回答がありました。少しカテゴリーを変えるような形で、特に問題がないような形になっているかと思えます。

それでは、何かご意見、ご質問がございますでしょうか。いかがでしょうか。

浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア、今回で景観資源に指定したいと思えますので、何かご意見、ご質問がある場合には、ZOOMの機能によりリアクションの手を挙げていただいても結構ですし、画面で手を挙げていただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

○事務局 三澤委員、お願いします。

○三澤委員 三澤ですけれども、先日、去年の暮れですけれども、この博物館に行ってきました。駐車場が使えるようになるちょっと前に行ってきたんですけれども、あの辺りは前に1回皆さんが行ったときと同じように、真ん中のところに資材置場があつてなかなか行きづらかったりとか、そのときは橋の向こうの住宅のほうに止めてみたんですけれども、全体の印象としては、あそこは多分調整区域になっているんですね。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○三澤委員 あそこにはバスとか何かがあるのかどうかが車で行ったので分からないんで

すけれども、やっぱりにぎわいという点では、その後、仕事の関係でその前を通る関係であるので、にぎわいとか何かはなかなかまだだとは思いますが。ただ、あそこに行って、ではどこかで食事をしようかといっても、食べる場所はあのあたりはコンビニがちょっと先にあるまで一切ないので、よっぽどこういうことに興味がある人でないと、ちょっと行こうかとはならないかなと。里山公園辺りだと食べる場所もあるし、キッチンカーが出ていたりいろいろしているので、営利の目的とかそういうことがいろいろあるんでしょうけれども、その辺のにぎわいの創出を考えないと、なかなかこれから人が多く集まるので、その後、前を通っても駐車場がいっぱいになっているところは記憶がないので、よくキッチンカーが出ていたりとか、マルシェみたいのはあるけれども、それがこの営利の目的とか、あその場所にふさわしいかどうかはちょっと分かりませんが、何かにぎわいの創出を考えたほうがいいのではないかと思います。

○水沼会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○三澤委員 はい。

○水沼会長 事務局、いかがでしょうか。今後の在り方について今ご質問があったと思うんですけども、このエリアの今後についてはどのような計画があるのかをお知らせいただければと思います。

○事務局 回答いたします。正直、今後の計画というのがまだ具体的に決まっていない部分が多々あります。博物館ではワークショップを行い、展示を変えて子どもを呼び込むような仕組みづくりを様々計画しているようです。景観みどり課も、あの辺りは交通の便があまりよくないというがありまして、香川駅から博物館までの公共サインの設置をし徒歩ルートでの行き方について指し示しているのですが、周知がまだ徹底していない部分がありますので、景観や交通網を含めた情報発信をすることで、賑わいへの創出へとつなげていきたいと考えております。

○三澤委員 ありがとうございます。先日行ったときに、浄見寺があって、例えば大岡越前のお墓とか、その日、一帯をいろいろ歩いていたんですけども、お墓の位置とかがすごく分かりにくいし、どこにあるかが分からないのがあったりとか、あともう一つ、そこに書いてある和田家はまだ人がいて、ちょっとあったんですけども、三橋家のほうは全然誰もいなくて、半分析ちているようなイメージがあるし、上っていったところがあるので分かりづらい。あっちのほうの整備も一緒に考えていかないと、にぎわいの創出にはならないと思うんですね。その辺も併せて考えていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。確かに旧三橋家住宅はかなり老朽化が激しく、人も入れない状態になっています。本当は今回の博物館の整備と一緒に耐震改修をして、人が入れるようにする計画はあったのですが、コロナの影響下で頓挫しています。おっしゃるとおり、賑わいの創出という部分、また、当該指定箇所について市内外の方への周知啓発に

努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○水沼会長 ほかにいかがでしょうか、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。三友委員、お願いいたします。

○三友委員 ご説明いただきありがとうございます。関係者の方々にご確認されて問題なさそうということをお聞きして安心致しました。

質疑対応表もとても丁寧におまとめいただき、本当にありがとうございます。資料1-2の6番と7番は、私が前回申し上げたことに対するご説明かと思えます。最初の1行目に「境界を明確にする場合」とありますので、そのメリットとデメリットを整理してくださいと理解しております。一方、最後から3行目「今回の指定に関しては範囲を限定せずに指定をかけたい」という文言があり、境界を明確にしないという意味になってしまいますが、それで合っていますでしょうか。冒頭と意味が異なるように思いますので、念のため、確認させてください。

○事務局 おっしゃるとおりです。境界を明確にしないで指定をする意味で書きました。分かりづらくて申し訳ありません。

○三友委員 メリットとデメリットを整理されていますが、一見メリットの方が上回っているように感じました。境界を明確にしないというご判断をされた理由を教えてくださいでしょうか。特にこのご判断に関して反対というわけではありませんが、お聞かせいただければと思います。

○事務局 回答いたします。範囲を明確にすることのほうがよりメリットが大きい、というのはおっしゃるとおりです。ただし、範囲を明確にしてしまうと範囲外だから関係ないため何も配慮しなくて良いというのは違うのではないかと考えていまして、周辺の山や畑も景観の一部としてすばらしいところがあるので、そこに関しても、範囲外だから関係ないではなく、この辺り一帯は歴史・文化が集積していて景観的にもすばらしいところだから、皆さん協力して景観を作っていきましょうということを運用として進めていきたいという趣旨があります。そのため、あえて指定をしないという形を取りました。

○三友委員 よく分かりました。

資料1-3をめくったページにこれまでに指定された第9号までが載っており、今回は第10号ということで、久々に指定を目指されていると思います。第1号から第9号までの多くは樹木だと思うのですが、富士山への眺望等、これまで範囲を指定されていないものはありますか。

○事務局 分類として「歴史・文化」の指定が今回初めてのため、ほかの場所とは違うような指定の仕方になっています。ちがさき景観資源の指定番号7・8・9号の富士山への眺望は範囲について明確に指定をしていません、一点から見た眺望について守るように指定されています。「歴史・文化」の指定は、景観を守ることは大前提にあります。

を学んだり、知ったり、楽しんだりする活動も含めて指定することで景観への愛着になり、そこから歴史的な景観の保全や継承につながるというような主旨で指定するよう考えています。そのため、新しい指定の仕方になっています。

○三友委員 分かりました。人の活動を含むというのが茅ヶ崎市さんの景観の特徴であり、魅力だと思います。今回、そのような景観資源の指定を目指されているとのことで素晴らしいことだと思います。重ねてご説明いただき、どうもありがとうございます。

○水沼会長 ありがとうございます。では、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 ここまで条件がそろった指定というのはなかなかなく、無事に指定に至ったことを率直によかったと思っております。

今後についてですが、今回、博物館、和田家、三橋家、浄見寺さんと、結構いろんなプレーヤーがおられる中で、今後のエリアの保存活用方策とかをどうやって展開するのでしょうか。例えば、こういった景観計画の場で進捗報告として、このエリアではこういう取組がなされていますよという報告がなされるのか。それとも、個々の団体・主体のプレーヤーさんが独自に動き、その内容がそれぞれの団体のアニュアルレポート等で報告されていくものなのか。個人的には、せっかく指定をしたものだし、以降の活用とかプロモーションについても、できれば景観の所管のほうで追って情報共有ができればいいなどは思っておりますが。今後の保存活用方策についてはどのような展開になっていくのかということをお教えいただければと思います。

○水沼会長 事務局、いかがでしょうか。現時点でお答えしにくいところもあるでしょうし、チームをつくるのか、いろいろな景観系の団体がつながっていくのもこれからなのかなという気もしますが、何か展望があれば、事務局はいかがでしょうか。

○事務局 回答いたします。具体的に形にするまで至っていないのですが、担当者としてはこうなったら良いなというのはありまして、ここについては茅ヶ崎らしい文化、歴史が集まっている場所で、そのような所に今回新しく博物館が建設されたため、より教育委員会と連携して、旧和田家住宅の改修工事のとき行ったような児童への学習活動を景観も含めて展開していけたらいいなと考えております。歴史的・文化的な価値を知ることのできる場所で、そこから景観をどう守るか、ということを考えていけるような場所を市民の方だけではなく、市外の方とも考えることができるように、また、そのような活動の支援や提案ができるようにしたいと考えております。

○水沼会長 ありがとうございます。多分、博物館があるので博物館を中心にしながら何か活動の広がりが出て、それが今後のこの地域の景観形成などにつながって、より広がっていくといいのかなというような、拠点となる場所と人がいるというのは大きな強みになるのかなと思うので、ぜひ、担当課としてもその辺も誘導していただければと思います。よろしくお願ひします。

ほかに何かございますでしょうか。荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 ありがとうございます。質問というよりは意見になるんですけども、非常に画期的なエリアで、本当はエリアを決められればよかったんでしょうけれども、なかなか厳しいという状況もよく分かります。今ご説明の中にもありましたけれども、教育委員会との連携、庁内の中での他の部署との連携というのが非常に求められるところで、なかなか難しいところをそこに切り込んでいただいているところも、ぜひ具体的なシステムをつくっていただきたいと思うのが1点です。

あともう1点は、今までの指定が多分点的なものというか、1つの物としてのものを守りましょうというのが多かった中で、ベースになるようなランドスケープ的なものも含めてエリアとしてという景観の切り口というの、難しいながらも非常に重要な点だと思いますので、先ほど来ご指摘のあった、いろんな関わられている中で、そこをつなげていきながら、物だけではなくて、ベースのものを含めて景観が成立して、畑とかがあると思いますので、そういう点から、市民の方々にも景観の在り方というのをより幅広く捉えてもらういいきっかけになると思いますので、ぜひ具体的なやり方をここで積んでいってつなげていただきたいと思います。期待していますので、よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。おっしゃるとおり、ふんわりとした指定の仕方になりましたが、ここから市民の方への愛着へ繋げていければと考えておりますので、こちらこそよろしく申し上げます。

○水沼会長 特にほかによろしいようでしたら、これで質問、質疑応答を終わりにしたいと思うのですが、よろしいでしょうかね。

では、歴史・文化交流エリアという、交流とエリアというところにすごく大きな意味があるという委員の皆さんのご指摘もありましたので、このエリアを指定するという意味をぜひ上手に発信しながら今後につけていっていただきたいと思うんですが、まず諮問に対する答申ということでお諮りをしたいと思います。

諮問1号、ちがさき景観資源「浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア」の指定について、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔 異議なし 〕

○水沼会長 ありがとうございます。それでは、これに対する答申書の内容につきましては、事務局と協議して作成することをご一任いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、次に移りたいと思います。次は報告1号として、茅ヶ崎市景観計画前期報告書についてということで、事務局からまず説明をお願いいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。

報告1号、茅ヶ崎市景観計画前期報告書についてですけども、資料は2-1と2-2

の2種類あります。

本件については、昨年6月の第1回審議会において、昨年度までの年次報告書をご報告させていただきました。今回は、景観計画の前期期間となっている5年間の実施事業などを報告書としてまとめたもののご報告となります。今後ですが、次回の審議会で諮問し、ご答申いただけましたら、前期報告書として公表する予定としております。

次回の諮問に向けて資料2-2を用意しているのですが、報告書の中でまとめている前期実施事業について委員の皆様からご意見を賜りたいと考えております。

本日の審議会が最後の委員もいらっしゃるんですけども、委員在任中の事業でもあるということで、退任される委員の方も含めて皆様からご意見をいただきたいと思っております。大変お忙しい中恐縮ですけども、ご協力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、報告書の中身について、内容が多いので駆け足になってしまうんですけども、説明させていただきます。

最初のほうは画面には出さないので、お手元の資料でご確認いただければと思います。

まず、5ページの表1をご覧ください。これは茅ヶ崎市景観計画から抜粋したものですけれども、景観計画の中で2022年度に中間評価を実施する計画となっております、それに基づき今回報告書を作成しております。

次に、6ページから11ページで報告書の構成について記載しています。報告書では3つの観点から前期の取組をまとめています。まず①として前期に実施した事業を評価しています。6ページの表2で、右列に事業が18件並んでおりますけれども、これは景観計画の中で前期中に実施する計画としていた事業です。それを左列で大きなまとまりの施策として分類している表ですが、この18事業の取組について評価しました。

次に、②ですが、景観計画の特徴として、「茅ヶ崎らしさ」という言葉を用いて、本市が目指すべき方向は「茅ヶ崎らしさ」を高めることと考えております。この「茅ヶ崎らしさ」について、景観計画策定時に調査した結果と比べて、現在の「茅ヶ崎らしさ」に変化があるのかということをお調べしております。

最後に③として、景観ポイントと眺望点の定点観測の結果をまとめています。

以上の内容を13ページ以降で詳しい内容を記載しています。

まず、前期実施事業評価について、13ページから34ページに記載し、35ページに施策ごとにまとめたものを記載しています。事業が多いのでそれぞれの説明は割愛させていただきますが、事業の進行管理表は16ページの例のように作成しております。

また、15ページでそれぞれの事業の評価を一覧にしています。その中でBやCとなっているものがある施策について説明させていただきます。まず、特別景観まちづくり地区の指定についてですが、3つの地区がありますが、いずれもほかの計画や事業の進捗に合

わせて指定することとしているところ、前期中に指定などができる進捗がなかったため、いずれもC評価としております。

次に、景観資源の指定については、先ほどのちがさき景観資源のように指定できるものを順次進めておりますが、指定候補の中には整備が進んでいないため指定できないものもあり、また、この項目の多くは前期から後期にかけて実施する計画で、後期中に指定予定のものもあり、BやC評価となっております。

最後、(5)のその他事業についてですけれども、屋外広告物の運用についてがB評価になっているんですけれども、これがコロナ禍で地域経済が打撃を受けている中で手数料を引き上げることが難しいといったような事情で、一部達成できていませんでした。そのほかC評価のものについては、整備するためのニーズが把握できていなかったり、コロナ禍の経済状況が不透明だったりといったような理由から達成できていません。

次に、37ページ以降になりますが、「茅ヶ崎らしさ」の調査について記載し、39ページでまとめています。ここでは、最新の結果をまとめることで目指す方向性に修正がないかを確認するため、国勢調査と社会生活基本調査の結果をまとめました。その結果、いずれの調査結果も従来の傾向が継続しており、特にコロナ禍での調査だったため、ステイホームで茅ヶ崎市民が自宅など茅ヶ崎市で過ごす時間が増えているのではないかという結果が得られました。そのため「茅ヶ崎らしさ」を高めるために重要だとしていた3つのこと、都市機能が近接している環境を強化すること、街なかの移動が楽しめること、楽しくリラックスして過ごせる空間をつくることの3点は引き続き重要であると結論づけています。

最後に、47ページ以降に景観ポイントと眺望点の定点観測についてまとめています。景観計画では、景観ポイントと眺望点を合わせて48点について定点観測をすることとしており、ここでは表8と表9の中で、それぞれの箇所において見られた市民、事業者、市による活動をまとめるとともに、53ページ以降で定点観測を実施している地点のうち景観に変化がありました4か所について前後の写真を比較し、それぞれの事業の概要を記載しております。

駆け足だったんですけれども、報告書の内容は以上となります。

次に、今画面に出ている資料2-2をご覧ください。1点修正があるのですが、前期実績評価の欄を追加しております。先ほどの報告書において、市で行った18個の事業に対する評価についてご意見を頂戴したいと考えております。5つの施策について、下にある基準により前期実績をABCで評価いただいた上で、主に実施した事業に関してと今後の展開に関して意見をご記入いただき、1月中に事務局まで記入シートをお送りいただければと思っております。

冒頭でもお伝えしたとおり、これまでに実施した事業についての評価となりますので、

委員を退任される方にもご意見をいただければと考えております。記入シートは審議会終了後に本日中にメールでお送りする予定ですが、様式にかかわらず、メールベタ打ちでも何でも送りやすい形で送っていただければと思います。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

○水沼会長 ご説明をありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました、時間の関係で駆け足にはなっておりますけれども、景観計画報告書について何かご意見、ご質問はございますでしょうか。高橋委員、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 ご説明ありがとうございます。2点ばかりあります。まず1つが、各事業にABCの評価が振り分けられておりますが、中間報告以降について、例えば最終報告に向けてオールAを目指すものなのか、Aになったものは基本的にはもうはしごは外して次の目標に向かっていくものなのか、それとも事業を上方修正や下方修正をしたりするものなのか、各事業の評価後の取扱いの基本方針について教えてください。

2点目は、各事業について細かく言う時間がないので割愛しますが、基本的に中間報告というのが、個々の事業に加えて、景観計画が持っている基本目標に対して今どういう状況にあるのかという、各事業を統合した大きい話に対しても必要だと思っております。茅ヶ崎市さんの場合は基本目標として大きく3つ、「景観資源と眺望を守り、継承する」ということと、「屋外の生活を楽しめる空間をつくる」、あと「茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会を創出する」というのがありまして、この3つに対して、今こういう状況ですよという説明をした上で個々の事業について説明したほうが読み手にとっては非常に分かりやすいと思っております。

なので、できれば先ほどのチェック欄には5つか6つの施策がありましたけれども、そこに「全体」というのも1つ設けていただいて、その上でコメントをできるように調整をいただけないかと思った次第です。すみません、この考え方が合っているかどうかというのものもあるんですけども。

まとめると、ABCそれぞれの個々の事業の今後の取扱いの基本的な考え方を教えていただきたいのと、あと、個々の事業だけではなくて、景観計画が掲げる基本目標に対するコメントも必要なのではないかという、その2点の見解となります。

○水沼会長 高橋委員、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。大変重要なお指摘のように思うので、この場ですぐお答えいただくのは難しいかもしれませんが、いかがでしょうか。

○事務局 まず今後についてですけれども、一番基本にあるところが全ての項目についてA評価を目指すべきものではあると思っております。その中で、他の事業の進捗による部

分もあるというような事業もあるので、Aを目指しつつも、全てAにならない場合もあると考えています。あとは、今C評価となっているものについては、一部事業のニーズがあるのかどうか分からないものもあるので、ニーズがないのであれば廃止することもあり得るとは考えております。

それが1点目ですけれども、次の2点目の基本目標についてですが、正直その視点が抜けていた部分があったんですけれども、景観計画の中で基本理念がまずあって、その下に基本目標、先ほどの3点をつくっていきまして、基本目標を達成するためにいろいろな先ほどの18個の事業とかを進めていくと考えて景観計画を策定していると思うので、18個の事業を進めていけば必然的にこの基本目標も達成できていくかとは思っております。

また、35ページのところでまとめているんですけれども、今お伝えしたように、事業を進めていくことで基本目標を達成できていくのではないかと考えていきまして、(2)の景観整備の指定について、ここに書いてあるんですけれども、基本目標の一つの「景観資源と眺望を守り、継承する」ことを達成に向けてやっているというのと、あとそのほかの2つについても、公共サインの整備ですとか、まち起こし事業で目標を達成できているとは考えているんですけれども、確かに書き方がそういった視点が抜けていたので、そこは修正できるようであれば修正していきたいと思っております。

○高橋委員 ご説明ありがとうございます。基本的に理念、目標をかみ砕いた上で事業があること、そういった体系が行政の立場の方には自然としみついているものと思っております。ただ、一方で景観計画や景観を実現するために必要な行政以外の方たちが動きたくなるような、分かりやすいメッセージを発信する視点に立つと、先ほど言った目標に対する部分にあるのではないかと考えております。

行政ができる範囲は当然こつこつ進めていることは中間報告の前提ですけれども、茅ヶ崎市さんの基本理念、基本目標を達成するためには、市民の方々もそうですし、事業者の方々も、アカデミックの方々もいろんな協力が必要になってくる。その方たちを動かすというは何ですけれども、その方たちを仲間に引きつけるような中間報告として発信できればと思っております、先ほどのコメントに結びついたというふうにご理解いただければと思います。

ご説明をありがとうございました。

○水沼会長 例えば、今回お送りする表をお送りする際に、全体としてやはり細かい細目について、網羅的に書かなくてもいいと思うんですけれども、意見を書くときに全体としてどうなのかということ、高橋委員がおっしゃったように全体として中間のこの時点ではどうなのかという感想でもいいので、書いていただくことはすごく意味があるのではないかと、少し事務局のほうでも、ここまで進んでいるので難しいかもしれませんが、それはそれで酌み上げていただければと思いますが、高橋委員、そんなのでいかが

でしょうか。

○高橋委員 それでいいと思っております。基本的に細かい積み上げはもうなされているので、あとは分かりやすいメッセージをどこで送るかなというところで思っておりますので、すみません、あとは編集のほうにお任せいたします。

○水沼会長 ありがとうございます。ぜひ個々に分断して見るのではなくて、トータルですごく頑張っている、コロナ禍でも頑張っているというような評価ができるといいかと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

○三澤委員 この中の質問としてはそぐわないような気もするんですけども、逆に、質問だと思って聞いてください。景観のあれの中について、例えば小出川のところの河津桜とか菜の花とかがこの時期になると咲いて、それで人が結構集まって、それなりのにぎわいが出てくるんですけども、こういうのはこういうところの概念の中には入ってこないものなんでしょうか。

○水沼会長 例えばそれは景観資源の指定などのところ。

○三澤委員 やっぱりちょっと場違いな質問かと思ってお話ししているんですけども、今いろいろトータルの景観とかという中で、今言った小出川の河津桜とかが結構人が出てくるんですね。だから、そういうものを例えばこういう事業の中にどこかに組み入れるのか、市のほうが、あれはどこが主体でどうやっているかは知らないんですけども、その辺は今の質問の中で場違いかなと思って、すみません、単純に疑問に思ったもので質問させていただきました。

○水沼会長 事務局、これはどのように考えるといいでしょうね。

○事務局 回答になっているかどうか分かりませんが、まず小出川については景観重要公共施設の指定候補の物件となっております。前期中には指定することはできなかったんですけども、前期、後期にかけて指定する予定の計画に入っていますので、今後、指定に向けて事業を進めていきたいと思っております。指定することによって場所のPRにもなりますし、にぎわい創出にもつながるとは思っております。

○三澤委員 それのまたついでの話ですけども、小出川の発電所の近くのところに、最近、河童徳利ひろばというのができましたよね。あれは多分市でやられたと思うんですけども、それとこれ全体とは、小出川の指定とかと関係してくるんでしょうか。河童徳利ひろばは市の事業としてやられているんですよ。

○事務局 はい、河童徳利公園は市の事業として整備しております。

○三澤委員 それと、小出川の指定とか云々とは特に連携する話ではない。

○事務局 小出川の指定について、まだ検討を進めていないので具体的にどうかは未定ですけども、場所が小出川沿いにもなっているので関連はしてくるかと思っております。

○三澤委員 これも景観みどり課で発注した物件になるということで。

○事務局 公園緑地課という別の部署で整備しています。

○三澤委員 ぜひ小出川のほうの指定もよろしくお願いします。

○水沼会長 ありがとうございます。多分茅ヶ崎にある広い意味での景観資源というのを、三澤委員がおっしゃったように各市民がいろいろ、こんないい場所、いい景観があるというのをうまくみ上げながら計画にまたフィードバックしていくような仕組みというのをより一層考えていく必要がきっとあるという気がお話を聞いていてしました。ですから、それも今回の評価の中でうまく市民の声を組み入れながら計画がブラッシュアップしていくようなやり方を考えていくこととしていただけるといいかと思った次第です。

ほかにいかがでしょうか。三友委員、お願いいたします。

○三友委員 最後のほうのページに後期に向けて前期の総括が載っているのかと思って探してみましたが、総括的な内容は、途中の35ページのまとめに書かれているようですね。この後のページに「茅ヶ崎らしさ」や定点観測の内容が記載されているので、報告書の冊子としてみると、最後にまだ続きそうな内容なのに最終ページになってしまうような感じが致します。次の後期に向けた総括が最後にはないのは、前期の報告書の構成としては物足りないように思うのですが、いかがでしょうか。

○水沼会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 後期に向けてというところなんですけれども、おっしゃるように35ページをそのようなつもりで作成しておりました。報告書全体の構成としては途中で入ってしまっているんですけれども、あとはもう一つ、今回委員の皆様からご意見を賜りたいと思っているんですが、いただいた意見を後期に向けてというところで、最後のほうにもいただいた意見を載せようとは考えております。

○三友委員 今回の委員の意見を何かしらご参考にされるということでしょうか。

○事務局 はい、そうです。

○三友委員 分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○水沼会長 多分まとめは最後にあったほうが分かりやすいと思うので、その辺の構成の仕方を、順番にやってきて、らしさの調査をすることも、定点観測をしたことも踏まえて、私たちの意見も踏まえて全体のまとめが来るような構成に考えをもうちょっと検討していただくことができるとそれがいいかと私も思いました。どうでしょうね。やはり調査をしたり、定点観測をしたりしたことの結果も重要だと思うので、それも踏まえてまとめのような、最後の(6)、35ページが章結だとするならば、大きなまとめみたいなものを私たちの意見も含めてつくっていただくといいかと思えます。

○三友委員 水沼会長、補足していただきありがとうございます。

○水沼会長 検討していただいて、それがなかなか行政の中で難しいようでしたら、中間報告なのでこのような形でよろしいかと思うんですけれども、ご検討いただければと思います。時間との勝負にもなってくるのでなかなか強くは言えないところでもありますので、よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。関口委員、お願いいたします。

○関口委員 例えば15ページを見ているんですけれども、特別景観まちづくり地区の指定はC評価が並んでいるんですが、実際に中身を見てみると、例えば辻堂駅西口地区、17ページですと、そもそも「街区整備は行われていないため、当該地区の指定拡大なし」ということで、これは達成できなかったというよりも、そもそもやる必要がなかったということになるので、例えば15ページの表では、これはC評価というよりはハイフンか何かを入れておいて、外部事情により特にする必要がなかったとか、そういう記載ぶりのほうがいいのではないかと。あまりC評価がダーっと並ぶと、これだけ見ると、何だこれかと思ってしまう。そういうことがはっきり分かるのが評価ではいいと思いました。

○水沼会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。行政的な資料の作り方として、最初に掲げたものに対してこういう評価をするというのは、最初に枠組みが決まっていますので、このような書き方にならざるを得ないのではないかとというのが私の理解なのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局 確かにおっしゃるように、Cが並んでいるよりは、Cが少ないほうが見栄えがいいとは思いますが、行政的な文書の書き方というのもありますので、見せ方については内部で検討したいと思います。ありがとうございます。

○水沼会長 ありがとうございます。必ずしもCであることに、こういう評価の場合には、Cは次に向けてどうするのかという一つの目安になるものと捉えるのかなと思っていますので、事実は事実として、当面目標としてはやはりあるわけですね。後期まで含めてこれを達成していきたいという当初の目標があるわけなので、その中で前期の中では、ある意味では達成できなかった。だから、Cが後期になってAまで行くと、それはすごい大きな成果というような捉え方もできますので、それも踏まえ少しご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。これで質問を閉じてしましましてよろしいでしょうか。

今幾つかこれに関連して、中間報告、前期報告につきましてご意見がございました。この計画に対する全体的な評価みたいなものを、委員の意見を入れるときに少し記入表の中の欄外か冒頭か何かに入れていただくことができれば、個別の意見として書いていただきたいというようなことがあるかと思います。それも踏まえて全体の構成として報告書のまとめ方で、その中に全体的な評価を含めて、この定点観測なども含めた大きなまとめというのがありたいというような話も出たかと思います。そのようなところでよろしいでし

ようか。次回、これに関連して諮問ということになっていくかと思えます。

2番目の報告(1)が終わりまして、続きまして、その他に行きたいと思えます。事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 事務局から3点ございます。

まず、資料3としてお配りしておりました政策提言についての情報提供があります。これは、令和4年12月22日に茅ヶ崎市議会の都市経済常任委員会の政策提言書が市長へ提出されました。政策提言とは市議会の常任委員会で行う政策討議の成果で、常任委員会がテーマを設定し、2か年にわたり調査研究や委員間での協議を行った結果をまとめたものになります。今回市長へ提出された提言テーマが「茅ヶ崎の魅力ある資源を活かしたまちづくり～市民が誇れるみどりと景観の形成へ～」となっております。景観まちづくりに関連することから提言書を情報提供させていただきました。

提言書の2ページ目の「はじめに」の中で、「多世代にとって暮らしやすく、魅力あるまちを継続していくためには、“みどりを活かした都市環境”の整備が重要であるという共通認識に至り、『市民が誇れるみどりと景観の形成へ』を副題として政策提言を行うことにした」と記されております。

提言の中身については、4つの項目に基づく9つの施策を提案していますが、内容はみどり施策を中心としたものとなっております。景観に関する部分としては、資料の最後の1枚にある視察報告書において、公共サインにQRコードを活用することや北部エリアの資材置場に対する規制などについてがまとめられております。

この政策提言については、直ちに何か提言に沿って事業を進めていくものではありませんが、今後計画を立てたり、事業を実施したりする際には、庁内の関係課や地域などと連携し内容を検討して、反映させるものは反映させていくものとして考えております。

次に、2点目ですが、次回審議会についてです。今回は3月の開催を予定しております。案件は、本日、浄見寺周辺の歴史・文化交流エリアをちがさき景観資源に指定することを諮問させていただきましたが、次回、景観重要公共施設として駒寄川を指定することについての諮問を予定しております。前回の審議会の中で、駒寄川の指定はちがさき景観資源と同時に指定すると説明しておりましたが、協議する関係課との調整に時間がかかってしまったため次回審議会への諮問となりました。

もう1件、本日ご報告いたしました景観計画前期報告書についても諮問させていただく予定です。こちらについては、後ほどまた記入シートをお送りするんですけれども、1月中にご意見のご回答をお願いしております。大変お忙しいところ恐縮ですけれども、よろしくお願いたします。

○後藤部長 事務局よりもう1点ご報告をさせていただきます。

審議会委員の任期についてでございます。審議会委員の任期は2年であり、現在の任期

が令和5年1月15日をもって満了となり、1月16日からは新しい任期が始まります。次の任期も引き続きご就任いただきます委員の皆様におきましては、引き続き本市の景観行政にお力添えをいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、現在の任期が満了することによりご退任いただく委員が2名いらっしゃいます。関係団体である茅ヶ崎商工会議所の代表としての委員を4年間ご就任いただきました三澤委員、また、公募の市民委員として2年間ご就任いただきました関口委員のお二方は本日が最後の審議会となります。ご両名におかれましては、本市の景観行政に多大なるご尽力を賜り誠にありがとうございました。事務局一同、この場をお借りして感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

最後に、委員を退任されるお二方からご挨拶を頂戴できればと思います。簡単に一言で結構でございますので、まず三澤委員からお願いできますでしょうか。

○三澤委員 皆様、4年間本当にありがとうございました。私としては、設計という立場でいつも仕事をしているので、また別の見方からいろんな茅ヶ崎の実情を見る機会を得まして、いい経験になりました。今後いろいろな形で茅ヶ崎のまちがよくなっていくことを思ってまた設計をしていきたいと思っておりますので、いろいろありがとうございました。

○後藤部長 ありがとうございます。

次に、関口委員、お願いできますでしょうか。

○関口委員 2年間大変お世話になり、ありがとうございました。茅ヶ崎に住んでいても自分の身の回りのことしかあまり見ることがなかったんですけども、委員になったことを機会にまちの中のいろいろなところを見に行くことができました。個人的には大変いい勉強になったなと思います。茅ヶ崎を住みやすいまちにするために、今後も行政の方とか、審議会の委員の先生方が頑張ってやっていただけることを非常に期待しております。どうもありがとうございました。

○後藤部長 三澤委員、関口委員、今まで本当にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○水沼会長 ありがとうございました。三澤委員、関口委員、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議題を終了いたしました。委員の皆様、ありがとうございました。これもちまして、令和4年度第2回茅ヶ崎市景観まちづくり審議会を終了いたします。